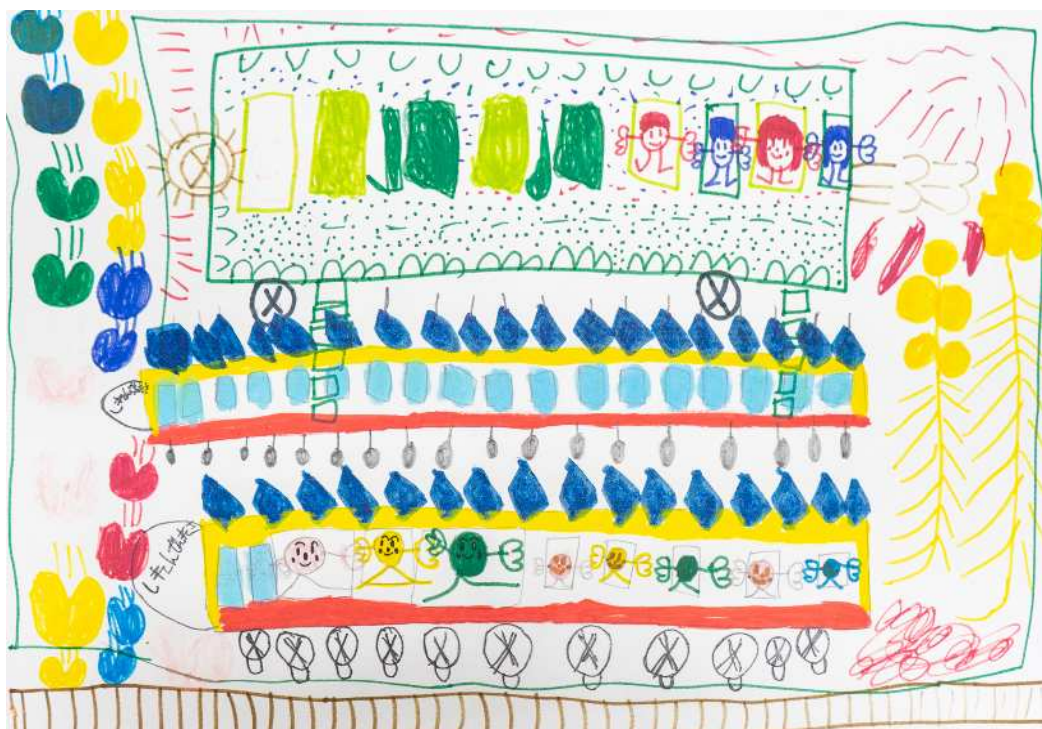


第 3 期豊橋市障害児福祉実施計画 (2024 - 2026) (案)



『市電』川崎 姫香 作

令和 6 年 3 月
福祉部 障害福祉課

目次

I	計画の策定について	3
1	計画策定の背景	3
2	計画の趣旨	3
3	計画の期間	3
II	成果目標(令和8年度における目標値)	4
1	障害児支援の提供体制の整備等	4
(1)	第2期計画の取組み状況及び課題の分析	4
(2)	第3期計画の目標値の設定	4
①	重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置	4
②	障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築	5
③	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	5
④	医療的ケア児が登園、登校する保育所、学校等での看護師による医療的ケアの実施	5
⑤	発達障害児(者)を支える支援の推進	5
(3)	第3期計画の目標値に向けての取組み	6
III	障害児通所支援等の見込量と今後の取組み	7
1	障害児通所支援	7
2	障害児相談支援	10
IV	指定障害福祉サービス等の見込量と今後の取組み	11
1	訪問系サービス	11
2	日中活動系サービス	13
V	地域生活支援事業の見込量と今後の取組み	14
VI	子ども・子育て支援にかかる保育所・認定こども園・放課後児童クラブの見込量と今後の取組み	16
VII	医療的ケア児に対するコーディネーター配置の見込量と今後の取組み	17
VIII	本市の障害児等療育支援事業の見込量と今後の取組み	18

I 計画の策定について

1 計画策定の背景

障害児福祉施策は、障害児が安心して暮らすことができる地域社会・共生社会の実現を目指し、措置制度から契約制度へと転換するとともに、その拡充が図られてきました。障害児に対する施策は、児童福祉法をはじめ、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目的とする「子ども・子育て支援法」等を踏まえ、子育て支援施策や障害福祉施策等様々な施策と連携しながら生活するために必要な支援体制づくりが進められています。令和4年の児童福祉法の改正では、児童発達支援センターの役割・機能の強化が図られ、令和5年にはこども家庭庁が発足し、地域におけるインクルージョンの推進が求められています。

2 計画の趣旨

「第3期豊橋市障害児福祉実施計画(以下「実施計画」という。)」は、児童福祉法第33条の20に基づき定めたものです。

また、障害者基本法第11条第3項に基づき、障害者計画として策定した「豊橋市障害者福祉基本計画(2024-2029)(以下「基本計画」という。)」と整合性が保たれた内容としています。基本計画は障害者施策の基本的な事項や理念を定めるものであり、実施計画は、基本計画の生活支援に関する事項の中で、障害児通所支援等に関する3年後の目標値や3年間のサービス見込量等を定めるものです。

実施計画の策定にあたっては、国が示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(以下、「基本指針」という。)」に基づき目標を設定するとともに、愛知県の「第3期愛知県障害児福祉計画」とも整合を図っています。

本市では、障害者総合支援法・児童福祉法に基づき、障害児が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、地域で自立し、社会参加をしながら生活するために必要な障害児通所支援、障害福祉サービス、相談支援等の提供体制を整備することを目的として、計画的に施策を講じていきます。

3 計画の期間

本市では、障害児を含めた障害福祉計画の第1期計画として「豊橋市障害福祉計画(平成18～20年度)」を、第2、3、4期計画として「豊橋市障害者自立支援事業計画(平成21～23年度、平成24～26年度、平成27～29年度)」を策定してきました。平成30年度からは障害児を分化し、第1、2期計画として「豊橋市障害児福祉実施計画(平成30～令和2年度、令和3～5年度)」を策定し、障害児支援の提供体制を計画的に整備してきました。第3期計画の計画期間は令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
豊橋市障害児福祉実施計画	第1期			第2期			第3期		

II 成果目標(令和8年度における目標値)

障害児の健やかな成長のための観点から、基本指針に基づき令和3年3月に策定した「第2期障害児福祉実施計画」の実績及び本市の実情を勘案した成果目標を定めます。

1 障害児支援の提供体制の整備等

(1)第2期計画の取組み状況及び課題の分析

- 第2期計画の取組みとして、児童発達支援センターが市内に3か所設置となりました。児童発達支援センターは、障害のある子どもやその保護者等に対する地域の中核的な支援機関として、具体的な取組み内容を明確にする必要があります。
- 主として重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保では、児童発達支援事業所が3か所、放課後等デイサービス事業所は3か所設置となりました。重症心身障害児を支援する事業所の増加によりサービスの利用が前進しています。
- 医療的ケア児支援のための関係機関における協議の場の設置については、豊橋市障害者自立支援協議会「医療的ケアに関する検討会」において、医療的ケア児の状況調査、地域やライフステージ別の課題等を話し合い、支援体制の構築に向けた話し合いを実施しました。
- 医療的ケア児者を対象とした移動支援事業が開始されました。参加している事業所はまだ少ないですが、看護職員等による医療的ケアを伴う移動介護を実施することで、医療的ケア児の社会参加の促進と保護者の負担軽減を図ります。

(2)第3期計画の目標値の設定

基本指針における児童発達支援センターの設置や保育所等訪問支援の充実等、成果目標は達成していますが、障害児支援の更なる充実のため、本市独自の成果目標を設定します。

①重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置

児童発達支援センターは、児童福祉法等に基づき、主に未就学の障害のある子ども又はその可能性のある子どもに対する発達支援や相談を行うほか、障害のある子ども等に対する地域における中核的な支援機関として地域支援を行う施設です。

項目	令和4年度末 (実績)	令和5年度末 (見込)	令和8年度末 (目標値)	目標設定について
児童発達支援センターの設置数の増加	3か所	3か所	4か所	基本指針は1か所以上確保。本市は既に設置済みだが、設置数の増加を目指す。

②障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築

項目	令和4年度末 (実績)	令和5年度末 (見込)	令和8年度末 (目標値)	目標設定について
保育所等訪問支援実施事業所の増加	8か所	8か所	10か所	基本指針は利用できる体制の構築。 本市は既に体制は構築済みだが、実施事業所の増加を目指す。

③主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

項目	令和4年度末 (実績)	令和5年度末 (見込)	令和8年度末 (目標値)	目標設定について
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の増加	4か所	3か所	4か所	基本指針は1か所以上確保。 本市は既に設置済みだが、設置数の増加を目指す。
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の増加	4か所	3か所	4か所	基本指針は1か所以上確保。 本市は既に設置済みだが、設置数の増加を目指す。

④医療的ケア児が登園、登校する保育所、学校等での看護師による医療的ケアの実施

項目	令和5年度末 (見込値)	令和6年度末 (目標値)	令和7年度末 (目標値)	令和8年度末 (目標値)
保育所、学校等での看護師による医療的ケアの実施者/希望者の割合 (実施児童数)	100% (15人)	100% (16人)	100% (17人)	100% (18人)

⑤発達障害児(者)を支える支援の推進

発達に不安のある子どもの保護者へ障害特性の理解、ほめ方や叱り方等を学ぶ場を提供し、子育て支援の充実を図ります。

種別	令和5年度末 (見込)	令和6年度末 (目標値)	令和7年度末 (目標値)	令和8年度末 (目標値)
ペアレント・トレーニングの受講者数	6人	6人	6人	6人

(3) 第3期計画の目標値に向けての取組み

- 保護者の障害児に対する関わり方の相談や、ペアレント・トレーニングや対応方法を学ぶ場を提供します。
- 児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築します。
- 保育所、学校等での看護師による医療的ケアを希望する医療的ケア児に、看護師が医療的ケアを実施します。
- 豊橋市障害者自立支援協議会「医療的ケアに関する検討会」において、医療的ケア児に対する支援について協議し、地域で安心した生活が送れるよう、医療的ケア児に対するコーディネーター※の役割を活かすことで支援体制の構築を行い、医療的ケア児に対する課題について地域の資源の開発等を検討し支援の充実を図ります。

※医療的ケア児に対するコーディネーターとは

医療的ケア児が必要とする多分野(保健、医療、障害福祉、保育及び教育等)にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の掘り起こし等を行いながら、医療的ケア児への支援を推進する役割を担う者。

Ⅲ 障害児通所支援等の見込量と今後の取組み

令和 6 年度から令和 8 年度までの障害児通所支援の見込量とサービス確保に向けた取組みを以下のとおり定めます。

※見込量は 3 月利用分で、令和 5 年度以後は見込みです。(見)は見込みを表します。

1 障害児通所支援

(1)サービス内容

サービスの種類
<p>① 児童発達支援 未就学の障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。</p>
<p>② 医療型児童発達支援 児童発達支援及び治療を行います。</p>
<p>③ 放課後等デイサービス 就学している障害児に対し、授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。</p>
<p>④ 保育所等訪問支援 専門スタッフが保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応に向けた専門的な支援等を行います。</p>
<p>⑤ 居宅訪問型児童発達支援 未就学の障害児に対し、指導員が居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。</p>

(2)サービス見込量

項 目			第2期			第3期		
			R3	R4	R5(見)	R6(見)	R7(見)	R8(見)
児童発達支援	人数	実績・見込	315	338	382	413	447	485
		計画	245	251	256			
	日数	実績・見込	3,616	3,861	4,916	5,320	5,757	6,240
		計画	2,653	2,693	2,734			
	事業所数	実績・見込	32	37	42	42	42	42
		計画	22	23	25			
	定員	実績・見込	252	281	316	316	316	316
		計画	222	238	246	289	313	339
医療型児童発達支援	人数	実績・見込	0	0	0	2	2	2
		計画	2	2	2			
	日数	実績・見込	0	0	0	14	14	14
		計画	14	14	14			
	事業所数	実績・見込	0	0	0	0	0	0
		計画	0	0	0			
放課後等デイサービス	人数	実績・見込	811	900	975	1,014	1,055	1,099
		計画	657	677	697			
	日数	実績・見込	10,918	13,000	13,258	13,791	14,344	14,943
		計画	8,848	9,241	9,651			
	事業所数	実績・見込	61	69	77	77	77	77
		計画	51	54	57			
	定員	実績・見込	513	582	677	677	677	677
		計画	448	466	485	631	656	684
保育所等訪問支援	人数	実績・見込	33	41	49	57	65	73
		計画	6	10	14			
	日数	実績・見込	37	43	49	57	65	73
		計画	6	10	14			
	事業所数	実績・見込	7	8	8	8	9	10
		計画	8	9	10			
居宅訪問型児童発達支援	人数	実績・見込	1	0	1	3	3	3
		計画	3	3	3			
	日数	実績・見込	1	0	31	31	31	31
		計画	72	72	72			
	事業所数	実績・見込	2	2	2	2	2	2
		計画	1	1	1			

<見込量について>

- 児童発達支援及び放課後等デイサービスは令和5年10月より総量規制を実施しているため、新規の事業所指定は行っていません。但し、児童発達支援センターについては総量規制の対象外としています。また、総量規制は、サービス種別ごとのサービス量(定員数)がその計画値を下回った場合に解除することとし、実績値をもとにその検討を行うこととします。なお、計画値はサービス利用人数等の実績値により、必要に応じて見直しを図るものとします。

(3)今後の取組み

<児童発達支援>

- 研修等を通じ、障害児の生活能力の向上のための、保護者への助言、預かりを中心としない療育等の支援者のスキルアップを行います。

<医療型児童発達支援>

- 医療型児童発達支援について、適切な支援の実施に努めます。

<放課後等デイサービス>

- 事業所間でサービスの質の格差が生じないように、研修等を通して継続的な支援を行います。

<保育所等訪問支援>

- 事業所の専門スタッフが教育、保育所等と連携し、児童の集団生活に適應するための指導ができる体制を整備し継続的な支援を推進します。

<居宅訪問型児童発達支援>

- 通所の療育のみでなく在宅でも療育が受けられる体制を引き続き実施していきます。

2 障害児相談支援

(1)サービス内容

サービスの種類	
① 障害児相談支援	障害児の保護者の相談に応じるとともに、必要な情報提供を行います。また、障害福祉サービスを利用する上で必要となる障害児支援利用計画を、障害児の置かれている環境、意向を勘案して作成します。

(2)サービス見込量

項目		第2期			第3期			
		R3	R4	R5(見)	R6(見)	R7(見)	R8(見)	
障害児相談支援	人数	実績・見込	349	381	443	515	598	695
		計画	339	386	440			
	事業所数	実績・見込	28	29	31	32	34	36
		計画	27	28	28			

※障害児相談支援のサービス見込量は3月中にサービス等利用計画の作成又はモニタリングを行った人数であり、利用者数の総数とは異なります。(令和5年10月時点における障害児相談支援利用者数の総数は1,462人、セルフプランは26人)

<見込量について>

○サービス利用者の増加に伴い、事業所数も毎年度増加しています。障害児相談支援は、サービスを利用する上で必要な支援であるため、今後もこの傾向は継続すると見込まれます。

(3)今後の取組み

- 相談支援専門員の育成を図るための研修等の相談支援体制の充実を図ります。
- 情報提供等を行い事業所の新規参入を促します。
- 相談支援専門員の業務量の平準化を図るとともに、障害者へのモニタリング頻度を精査することで、サービスの質の更なる向上及びサービス提供体制を確保します。
- サービス提供事業者への継続的な指導・助言、連絡会の開催等により、質の高いサービスを確保します。

IV 指定障害福祉サービス等の見込量と今後の取組み

令和 6 年度から令和 8 年度までの指定障害福祉サービス等の見込量とサービス確保に向けた取組みを以下のとおり定めます。

※見込量は 3 月利用分で、令和 5 年度以後は見込みです。(見)は見込みを表します。

1 訪問系サービス

(1)サービス内容

サービスの種類
<p>① 居宅介護</p> <p>自宅で食事・入浴・排せつの介護、調理、洗濯・掃除等の家事、生活に関する相談・助言等の援助を行います。</p>
<p>② 行動援護</p> <p>知的障害又は精神障害により行動上著しい困難のある人が、行動する時に危険を避けるために必要な援護や、移動中の介護を行います。</p>
<p>③ 同行援護</p> <p>視覚障害により移動に著しい困難のある人に、移動に必要な情報の提供や援護等の外出支援を行います。</p>

(2)サービス見込量

項 目		第2期			第3期			
		R3	R4	R5(見)	R6(見)	R7(見)	R8(見)	
居宅介護	人数	実績・見込	24	26	28	30	32	34
		計画	19	13	9			
	時間	実績・見込	497	502	507	512	517	522
		計画	504	409	331			
	事業所数	実績・見込	43	44	47	47	48	49
		計画	39	40	40			
行動援護	人数	実績・見込	3	6	8	10	12	14
		計画	3	3	9			
	時間	実績・見込	15	30	39	51	61	72
		計画	139	163	331			
	事業所数	実績・見込	8	8	9	9	9	9
		計画	8	9	40			
同行援護	人数	実績・見込	0	0	0	1	1	1
		計画	1	1	1			
	時間	実績・見込	0	0	0	1	1	1
		計画	1	1	1			
	事業所数	実績・見込	19	20	20	20	20	20
		計画	19	18	18			

<見込量について>

○訪問系サービスの利用は緩やかに増加すると見込まれます。

(3)今後の取組み

○障害児に対する理解促進のため、サービス提供事業者への継続的な指導・助言、連絡会の開催等により、質の高いサービスの確保を行います。

○利用者ニーズに即した支援が提供できるよう、事業所の新規参入を促すほか、新たなヘルパー配置の働きかけを行う等、体制整備に努めます。

2 日中活動系サービス

(1) サービス内容

サービスの種類	
① 短期入所(福祉型・医療型) 自宅で介護できない場合に、短期間、一時的に施設で食事・入浴・排せつ等の介護を行います。	

(2) サービス見込量

項 目		第2期			第3期			
		R3	R4	R5(見)	R6(見)	R7(見)	R8(見)	
短期入所 (福祉型)	人数	実績・見込	5	9	12	15	18	21
		計画	6	6	6			
	日数	実績・見込	10	20	26	34	41	49
		計画	35	35	35			
	事業 所数	実績・見込	9	10	10	11	11	11
		計画	10	12	14			
短期入所 (医療型)	人数	実績・見込	2	4	5	5	6	7
		計画	2	2	2			
	日数	実績・見込	4	8	7	10	12	14
		計画	17	17	17			
	事業 所数	実績・見込	0	0	0	0	0	0
		計画	0	0	0			

<見込量について>

○平成 29 年度に医療型短期入所施設が豊川市に設置されましたが、看護師等人員体制の確保等に課題があり、重症心身障害児の利用ニーズに対応できる事業所数及び定員数の増加は見込めない状況にあります。

(3) 今後の取組み

○空床日の有効活用や多くの障害児が利用できるよう、体制整備に向けて事業所への働きかけに努めます。

○医療的ケア児が利用できる短期入所事業所の新規参入に向け、関係機関と連携した受入拡大の方策を検討します。

V 地域生活支援事業の見込量と今後の取組み

令和6年度から令和8年度までの地域生活支援事業等の見込量とサービス確保に向けた取組みを以下のとおり定めます。

※見込量は3月利用分で、令和5年度以後は見込みです。(見)は見込みを表します。

(1)事業内容

事業の種類	
① 移動支援事業	障害のある人の地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的として、外出時の支援を行います。
② 日中一時支援事業	障害者を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的に、障害者の日中における活動の場を提供します。
③ 訪問入浴事業	入浴が困難な重度身体障害者に対し在宅における入浴介護を行い、入浴の機会を提供します。

(2)サービス見込量

項 目		第2期			第3期			
		R3	R4	R5(見)	R6(見)	R7(見)	R8(見)	
移動支援事業	人数	実績・見込	24	24	29	34	40	48
		計画	20	18	16			
	時間	実績・見込	146	97	89	104	123	147
		計画	108	88	71			
	事業所数	実績・見込	42	37	35	35	35	35
		計画	54	55	56			
日中一時支援事業	人数	実績・見込	22	47	56	67	80	95
		計画	32	29	26			
	日数	実績・見込	31	54	65	70	84	98
		計画	57	45	35			
	事業所数	実績・見込	9	14	16	18	20	23
		計画	17	17	17			
訪問入浴事業	人数	実績・見込	6	7	8	8	9	10
		計画	5	4	4			
	回数	実績・見込	41	45	46	47	48	49
		計画	37	32	28			
	事業所数	実績・見込	3	4	4	4	4	4
		計画	3	3	3			

<見込量について>

○日中一時支援事業においては、利用人数及び利用日数ともに増加しており、休日等のニーズが多くなっています。

(3)今後の取組み

○多くの障害児が利用できるよう、体制整備に向け事業所への働きかけに努めます。

VI 子ども・子育て支援にかかる保育所・認定こども園・放課後児童クラブの見込量と今後の取組み

障害の有無にかかわらず児童がともに成長できるよう、地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、基本指針において、保育所や認定こども園、放課後児童クラブにおける障害児の利用ニーズを充足する定量的な目標を設定することが示されています。本市の見込量と確保に向けた取組みを以下のとおり定めます。

※見込量は3月末時点で、令和5年度以後は見込みです。(見)は見込みを表します。

(1)見込量

種 別	第2期			第3期		
	R3	R4	R5(見)	R6(見)	R7(見)	R8(見)
保育所	289	305	357	412	412	412
認定こども園	67	81	102	112	112	112
放課後児童クラブ	57	65	73	71	73	72

(2)今後の取組み

○保育所、認定こども園、放課後児童クラブの担当課と連携を図り、障害児の受入れ体制を整備するとともに、目標の達成状況等の分析及び評価を実施して課題を整理し、目標に向けた取組みにつなげていきます。

Ⅶ 医療的ケア児に対するコーディネーター配置の見込量と今後の取組み

医療的ケアが必要な障害児が地域で安心した生活を送るために、基本指針に基づき、医療的ケア児の総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置します。

※見込量は3月末時点で、令和5年度以後は見込みです。(見)は見込みを表します。

(1)見込量

種 別	第2期			第3期		
	R3	R4	R5(見)	R6(見)	R7(見)	R8(見)
医療的ケア児に対するコーディネーターの配置数	9	11	11	12	12	12

(2)今後の取組み

○多分野にまたがる支援を調整するための相談支援専門員、訪問看護師、保健師、行政職員等が連携して支援体制の構築ができるように、地域の専門スタッフを配置して医療的ケア児への支援体制の整備に努めます。

Ⅷ 本市の障害児等療育支援事業の見込量と今後の取組み

在宅障害児(者)のライフステージに応じた地域での生活を支援するため、本市では、豊橋市を担当圏域とする「豊橋市こども発達センター」、東三河を担当圏域とする「豊橋あゆみ学園」「岩崎学園」の3か所で支援を行っており、支援状況は以下のとおりです。

※見込量は3月末時点で、令和5年度以後は見込みです。(見)は見込みを表します。

(1)事業内容

事業の種類	
①	在宅支援訪問療育等指導事業 地域巡回や家庭訪問を実施し、在宅障害児(者)や保護者の相談、指導を行います。
②	在宅支援外来療育等指導事業 外来により、在宅障害児(者)や保護者の相談、指導を行います。
③	施設支援一般指導事業 障害児通所支援事業所及び市町村が実施するこれに類する施設並びに特別支援保育を行う保育所等の職員に対し、在宅障害児(者)の療育に関する技術の指導や助言を行います。
④	地域生活支援事業 家庭訪問や電話・来所相談を実施し、在宅障害児(者)や保護者への相談、指導を行います。

(2)サービス見込量

項目	第2期			第3期		
	R3	R4	R5(見)	R6(見)	R7(見)	R8(見)
在宅支援訪問療育等指導事業	684	649	652	661	661	661
在宅支援外来療育等指導事業	561	565	544	556	556	556
施設支援一般指導事業	1,910	2,090	2,334	2,111	2,111	2,111
地域生活支援事業	電話	1,379	1,552	1,458	1,463	1,463
	訪問	39	33	12	28	28
	来所(回)	686	876	776	779	779

(3)今後の取組み

○幼児期における支援体制を整えるため、引き続き保育所や幼稚園等への訪問事業や研修会等の充実を図ります。また、地域における障害児(者)への理解促進のため、特別支援学校や小中学校等教育現場への支援体制を充実させます。



第 3 期豊橋市障害児福祉実施計画(2024－2026)

発行 令和 6 年 3 月

企画・編集 豊橋市福祉部障害福祉課

〒440-8501 愛知県豊橋市今橋町 1 番地

TEL(0532)51-2347

FAX(0532)56-5134